

## 千葉県放課後児童健全育成事業利用料減額・免除実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県放課後児童健全育成事業実施要綱（平成12年4月1日施行）第16条に規定する利用料に係る減額及び免除（以下「利用料の減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減額及び免除事由)

第2条 市長は、利用児童の属する世帯が次の各号に掲げる事由（以下「減免事由」という。）に該当し、かつ、第1号から第3号の減免事由については利用料の納付が著しく困難であると認められる場合、利用料を減額又は免除することができる。

- (1) 火災、地震、風水害その他罹災等により、当該世帯が居住する家屋等が著しい損害を受けたとき。
- (2) 事業の倒産又は失業等により当該世帯の収入が著しく減少したとき。
- (3) 同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により、当該世帯の支出が著しく増加したとき。
- (4) 利用児童の傷病等により利用することが不可能であると認められるとき。

(適用要件及び減免方法)

第3条 減免事由による適用要件及び減免方法は別表のとおりとする。

(減免対象期間及び減免申請期間)

第4条 利用料の減免を行う期間は、原則として減免事由が発生した日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、年度を超えてはならない。

- 2 前項に規定する減免期間が終了した後において、引き続き減免事由が存在する場合は、再申請により減免期間を更新することができる。
- 3 第1項に規定する減免申請は、当該減免対象期間の属する年度内に行わなければならない。

(減免承認後の調査)

第5条 市長は、利用料の減免を承認した後において、当該世帯の状況について随時調査し、必要に応じて関係書類を提出させるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

区分	減免事由	適用要件	減免方法
1号	火災、地震、風水害その他の罹災等により、当該世帯が居住する家屋等が著しく損害を受けたとき	家屋及び家財の損失額（保険金等の補填額を除く）が罹災前の価格の2分の1以上の場合	当該年の推定課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
2号	事業の倒産又は失業等により、世帯の収入が著しく減少したとき	当該世帯の当該年の見込み収入額が前年度（前々年）の収入額の合計の3分の2以下に減少した場合（ただし、これ以外の場合においても、見込収入額の減少による家計への影響が甚大と認めた場合を含む。）	当該年の見込み収入額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
3号	同一世帯に属し、生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により、当該世帯の支出が著しく増加したとき	当該世帯の当該月の不測の支出額が当該月の実収入額の3分の1以上に増加した場合	当該年の推定課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
4号	利用児童の傷病等により利用することが不可能であると認められるとき	利用不可能な期間が30日以上見込まれる場合（同一の事由では年度内に1回のみ適用とする。）	減免事由が発生した日の属する月から、利用料を全額免除（利用不可能な期間が30日以上60日未満の場合は1か月分、60日以上の場合は2か月分とする。）

## 備 考

- 1 当該年の推定課税額は次の算式により認定する。

1号を事由とする場合

(前年の課税対象所得額－当該年の住宅家財等の損失額の内雑損控除となり得る額)

$$\times \text{税率} = \text{推定課税額}$$

3号を事由とする場合

(前年の課税対象所得額－当該年の不測の支出（見込）の内所得控除となり得る額)

$$\times \text{税率} = \text{推定課税額}$$

- 2 当該年の見込収入額は次の算式により認定する。

$$\text{当該年の既収入額} + \text{減免事由の発生した日以降の見込収入額} = \text{見込収入額}$$

(上記算式で認定が困難な場合)

$$\text{当該年の既収入額} + \text{基準収入月額} \times \text{減免事由の発生した日の属する月以降の月数}$$

$$+ \text{賞与見込額} = \text{見込収入額}$$

※基準収入月額は、減免事由の発生した日の属する月の賞与を除く収入額とし、

当該収入額が把握できない場合は減免事由発生後3カ月における賞与を除く収入額の平均額とする。

- 3 2号又は3号を事由とする場合で、減免期間が3カ月を超える場合は、3カ月経過時に第4条に定める調査を実施するものとする。

- 4 減免事由に複数該当する場合は、減免額が最も大きい事由により認定する。